

長野地域振興局DX専門家派遣事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、DXの推進に取り組む中小企業者等へ、デジタル技術に関する知識・経験を有し、専門的な指導・助言を行う者（以下「専門家」という。）を派遣する事業を適切に推進するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管内 長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
- (2) 中小企業者等 中小企業支援法（昭和38年7月15日法律第147号）第2条に規定する中小企業者

(対象企業)

第3 この事業の対象企業は、原則、長野地域振興局（以下「振興局」という。）管内に事業所を有し、次の各号すべてに該当する中小企業者等とする。

- (1) 管理システムのAI化、ホームページへの注文・予約システムの完全導入、ECサイトへの本格的な移行など、AIやITなどのデジタル技術を用いることで、自らの経営形態あるいは従来のビジネススタイルからの根本的な変容を目指す意欲ある中小企業者等であること。
- (2) 上記の変容に係る目的あるいは目標が明確であること。
- (3) 専門家の派遣により支援の効果が期待できる状況と判断されること。

(募集等)

第4 振興局長（以下「局長」という。）は、専門家派遣を希望する中小企業者等（以下「支援希望企業」という。）を公募するものとする。

2 支援希望企業は、局長にDX専門家派遣申請書（様式第1号）を提出するものとする。

(審査・採択)

第5 局長は、支援希望企業を審査し、5者を上限に採択するものとする。

なお、審査要領は別途定める。

(事業の実施)

第6 局長は、採択された支援希望企業（以下「支援企業」という。）に対し10月から翌年2月までの間に専門家を派遣するものとする。

なお、事業の実施は商工観光課が所管する。

2 専門家の派遣は、次のとおりとする。

- (1) 1回あたりの派遣時間は2時間を限度とし、派遣回数は1企業あたり5回（10時間）を限度とする。
- (2) 派遣は対面を伴わないWEB会議方式も含むものとする。
- (3) 初回の派遣は、支援企業からのヒアリング、目標・支援計画の策定にあてるものとする。

(専門家の守秘義務)

第7 派遣された専門家は、支援企業の企業秘密の守秘義務を負うものとする。局長は、専門家に対し、中小企業者等の企業秘密を厳守させるため、必要に応じて守秘義務誓約書の提出または専門家と支援企業の秘密保持契約の締結勧奨等、必要な措置を取るものとする。

(専門家派遣経費)

第8 専門家の派遣に要する経費は、派遣1回につき15,000円(消費税及び地方消費税は別途)とし、振興局が負担する。

(報告書の提出)

第9 支援企業は、派遣事業終了後速やかにDX専門家派遣事業終了報告書(様式第2号)を局長に提出しなければならない。

(成果の帰属)

第10 本事業によって得られた総ての成果は、原則として支援企業に帰属するものとする。ただし、振興局は支援企業に支障がない範囲で成果の公表等ができるものとする。

(補 則)

第11 この要領の他、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年8月16日から施行する。

この要領は、令和6年8月1日から施行する。